会員先生各位
埼玉県医師会より周知依頼がございましたのでお知らせいたします。
草加八潮医師会

日医発第 1144 号（健Ⅰ）
令和 8 年 9 月 8 日

都道府県医師
産業保健担当理事　殿

日本医師会常任理事
松岡　かおり
（公印省略）

業種別・作業別の化学物質管理マニュアル等の周知について

この度、厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長より標題の件について本会宛てに周知依頼がありました。

令和 6 年 4 月 1 日から労働安全衛生法における新たな化学物質管理規制が全面的に施行されています。具体的なリスクアセスメントの方法については、「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」において、「毎回異なる環境で作業を行う場合において、典型的な作業を洗い出し、あらかじめ当該作業において労働者がばく露される物質の濃度を測定し、その測定結果に基づくリスク低減措置を定めたマニュアル等を作成するとともに、当該マニュアル等に定められた措置が適切に実施されていることを確認する方法」が例示されています。

厚生労働省及び建設業労働災害防止協会では、業種別・作業別の化学物質管理マニュアル及びその解説テキストを作成し、現在、30 業種・作業に係る化学物質管理マニュアル及びその解説テキストが以下のとおり公表されております。

つきましては、貴会会員ならびに貴会関係郡市区医師会等への周知につきまして、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

・厚生労働省ホームページ 業種別マニュアル及び化学物質管理マニュアル解説テキスト（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_55176.html）（添付 1）
・建設業労働災害防止協会ホームページ 業種別マニュアル及び記入要領（https://www.kensaibou.or.jp/safe_tech/chemical_management/about.html?id=Anker02）（添付 2）

以上